

科目Ⅱ

保護者との連携・協力と相談支援

科目11：保護者との連携・協力と相談支援

ねらい

- 保護者との連携のあり方について理解している。
- 保護者組織との連携のあり方について理解している。
- 保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。

主な学習内容

- 保護者との連携
- 保護者組織との連携
- 保護者からの相談への対応

1. 子どもの遊びや生活の様子を
日常的に保護者に伝えること
2. 保護者及び保護者組織との連携と
その際の配慮
3. 保護者からの相談への対応、助言など
における留意点

1. 子どもの遊びや生活の様子を 日常的に保護者に伝えること

1. 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝えること

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

放課後児童クラブ運営指針

第1章3(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

1. 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝えること

保護者への連絡方法

一人ひとりの子どもの様子を伝える方法

➤ 連絡帳

双方向のやりとり

子どもが目にする

➤ 保護者の迎えの際等の直接の連絡

時間やタイミング、場所など

➤ 個人面談

1. 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝えること

保護者への連絡方法

放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援の内容を定期的かつ同時に伝える方法

- 通信（おたより等）
- 保護者懇談会
- ICT（メール配信等）の活用

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p27-28. p115-
119



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅱ

保護者との連携・協力と相談支援

1. 子どもの遊びや生活の様子を
日常的に保護者に伝えること
2. 保護者及び保護者組織との連携と
その際の配慮
3. 保護者からの相談への対応、助言など
における留意点

2. 保護者及び保護者組織との連携と その際の配慮

2. 保護者及び保護者組織との連携とその際の配慮

放課後児童クラブ運営指針

第3章4(3) 保護者及び保護者組織との連携

放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

【具体例】学校の長期休暇や週末などを利用して親子参加の行事
子どもたちが保護者を放課後児童クラブに招待する会 等

【効果】放課後児童クラブへの理解が深まる
放課後児童クラブの運営に対する関心が高まる

【配慮事項】保護者の就労状況や家庭環境（時期や時間、頻度等を考慮）
参加できない家庭もあること

2. 保護者及び保護者組織との連携とその際の配慮

放課後児童クラブ運営指針

第3章4(3) 保護者及び保護者組織との連携

保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

【例1】放課後児童クラブが主催する保護者会

- ・育成支援や運営内容について伝える機会とする
- ・保護者同士が交流し、つながる機会とする

【例2】保護者が主体の父母会

- ・活動場所の提供や参加、運営への協力を行う

⇒特性を理解し、連携することにより、よりよい育成支援につなげる。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館.p121



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅱ

保護者との連携・協力と相談支援

1. 子どもの遊びや生活の様子を
日常的に保護者に伝えること
2. 保護者及び保護者組織との連携と
その際の配慮
3. 保護者からの相談への対応、助言などに
おける留意点

3. 保護者からの相談への対応、 助言などにおける留意点

3. 保護者からの相談への対応、助言などにおける留意点

◎ 多様化する保護者の悩み

- ・子育てと仕事の両立における課題
- ・働く環境の変化、生活課題の深刻化、多様化
- ・子どもの成長や自我と、保護者の思い

放課後児童クラブ運営指針

第3章4(2) 保護者からの相談への対応

育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

- ・普段の育成支援が信頼関係の構築につながる
- ・話しやすい雰囲気づくり
- ・安心して相談ができる環境づくり

3. 保護者からの相談への対応、助言などにおける留意点

放課後児童クラブ運営指針

第3章4(2) 保護者からの相談への対応

保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

- ・まずは、話を聴く（傾聴する）
- ・課題解決の当事者は、保護者自身である（自己決定を尊重する）
- ・個人的経験で対応しない
- ・適切な市町村窓口や関係機関へ「つなぐ」ことも相談援助のひとつ

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館.p119-120



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。